

鉱物運搬船倉内の清掃作業等に 呼吸用保護具の着用が必要になりました

平成29年6月1日より、「粉じん障害防止規則」および「じん肺法施行規則」が改正され、以下の3種の作業について、新たに措置が必要となりました。

作業 内容

鉱物等※を運搬する船舶の船倉内での、鉱物等※のかき落とし・かき集め作業に伴う清掃作業

※ 湿潤な鉱物等は除きます。

【措置1】

休憩設備の設置などの実施

【措置2】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

【措置3】

じん肺法に基づく健康診断

【措置4】

じん肺健康管理実施状況報告の提出

作業 内容

屋外において、手持式動力工具を用いて鉱物等を破砕または粉砕する作業

【措置】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

作業 内容

金属その他無機物を製錬または溶融する工程で、土石・鉱物を開放炉に投げ入れる作業

【措置】

有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用

このリーフレットに関する詳細は、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

